

食品衛生トピックス 《2014/06/17》

○食品添加物「ビオチン」の使用基準改正について

平成26年6月17日付けで、食品衛生法の第11条第1項の規定に基づき、「ビオチン」の使用基準が改正され、従来の保健機能食品に加え、新たに調製粉乳及び母乳代替食品に使用することが認められました。

【改正内容】

ビオチンは、調製粉乳及び母乳代替食品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表の二 乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の厚生労働大臣の承認を受けたものを除く。以下この目において同じ。）並びに保健機能食品以外の食品に使用してはならない。

ビオチンを母乳代替食品に使用する場合は、その100kcalにつき、ビオチンとして10 μ gを超える量を含有しないように使用しなければならない。

【運用上の注意】

- 1 ビオチンの使用基準として、厚生労働大臣の承認を受けた調製粉乳を除き、母乳代替食品100kcal 当たりのビオチンの含有量が10 μ g 以下でなければならない旨の基準が設定されたこと。
- 2 ビオチンの使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。
- 3 食品中のビオチンの分析法がしめされたこと。

【施行・適用期日】

公布日から施行される。